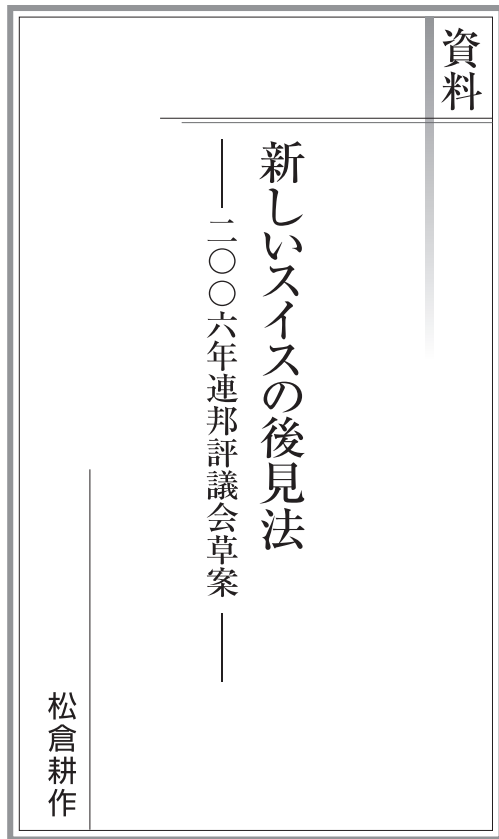




- 1 はじめに
- 2 連邦評議会草案

1 はじめに

1) 紹介の対象

第1に、後見法は全面改正が予定されている。紹介の対象とするのは、後見法に関する、2006年公表の「連邦評議会草案」である。草案公表後、すでに4年を経過しているが、まだ法律には到っていない。おそらく本年・2010年中には制定されるものと思われる。

そのような状況にあるが、草案の時点で紹介する価値がある。それは、つぎの2つの理由による。

①スイスでは、たとえ法律が制定・施行されても、改正法の概要を紹介する簡単な文献が登

場するには、なお2年ほど要するのを通例とする。

②草案には、立法者自身の手になる解説が付されていて、立法者の意思を知ることができる。最近では、若干は文献の量が増えてきているとはいえ、ドイツに比べると文献が非常に少ないスイスでは、草案に付される解説は、きわめて価値が高い。

第2に、本稿での紹介の対象は、連邦評議会案の条文訳のみにとどまる。現行法との違い、改正の方向性、改正の特色など、改正〔予定〕法の内容は、後日紹介する予定である。また、条文訳も、後見法固有の条文訳にとどめ、その他の民法の規定も、改正後に邦訳する予定である。

第3に、スイス家族法は、1970年以降に各領域の全面改正を実現してきた。本稿の対象とする後見法の領域は、その最後の全面改正の対象領域にあたる。

参考のため、民法典の段階的全面改正についても触れておこう。これにより、スイス家族法の改正に係わる全容を知ることができるからである。

スイス民法典は、1907年に制定された（1912年1月1日施行）。制定後に限定された領域で部分改正された領域もある。それを別とすれば、家族法の領域は、目下、5段階に分けた全面改正の渦中にある。

すなわち、①72年養子法の全面改正、②76年親子法の全面改正、③84年の婚姻の一般的効力の全面改正、④2000年の離婚法の全面改正、⑤これに続く後見法の全面改正が最後の改正領域である（各領域に係わる改正法の紹介文献については、松倉・後掲「予備草案」155頁以下に引用した拙稿を参照）。

これら法律の立法過程を表示したのが、次頁の表である。

主体	法律名	離 婚 法	養子法	親子法	婚姻法
・専門委員会	「予備草案」	92年 5月	70年 夏	73年 夏	79年
・連邦評議会	連邦議会への報告	95年 11月	71年 5月	74年 6月	79年 7月
・連邦議会	法案の通過	98年 6月	72年 6月	76年 6月	84年 10月
・施行	新法の施行	2000年 1月	73年 4月	78年 1月	88年 1月

2) 連邦評議会草案が公表されるまでの展開
ごく簡単に記しておこう。

①第1次草案の起草 2003年6月25日付けで、連邦評議会は、連邦司法・警察省に対して、改正草案を起草する権限を与えた。

これに基づいて「専門委員会草案」ないし「第1次草案」が作成された。そのタイトルは、Vorentwurf. Juni 2003, Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Erwachsenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) と称されている。(48S.)

これには、つぎの解説が存在する。Expertenkommission Fuer die Gesamtrevision des Vormundschaftsrechts Juni 2003 (118S.) という名称が付されている。

その他の情報については、2003年6月26日付けの「メディア報道」を参照されたい。この種の資料は、今日でも見る事が可能である。

その後、カントンや関係機関に対する意見聴取手続きが採られた。その内容は、わが国の研究者にとっては、利用価値が低いと思われるので、紹介することは、省略する。

②全面改正する連邦評議会草案と改正法 その後、およそ3年を経過した2006年6月28日付けで、本稿の対象とする連邦評議会草案が公表された。そのタイトルは、Entwurf. Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Erwachsenenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) と称される(58頁)。

この草案には、立法者自身による解説が付された資料が公表されている。この資料には、Botschaft zur Aenderung des Zivilgesetzbuches

(Erwachsenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) vom 28.Juni 2006 というタイトルが付されている(138頁)。

その余の資料については、同日の6月28日付けメディア報道を参照されたい。

なお、2009年4月16日の、いわゆるレファランダム期限を経過したことについては、60頁にわたる詳細な資料が存在し、官報(2009年141頁以下を参照)を通じて、それを見ることができると付記しておこう。

③改正(予定)法 前述したように、本稿脱稿時点である2010年7月20日現在では、いまだ制定・公布されていない。

3) 出典

連邦評議会草案は、「スイス連邦官報」2006年7001頁以下でみることができる。そこでは、改正案の条文と解説が掲載されている。本稿の条文訳は、それに依拠している。

4) 特色

全体の特色は、改正後に紹介する予定である。

a) 標準的措置に代わる統一的措置 (massarbeit)

①今日の後見官庁の措置は、関係節制原則を十分に考慮しているとは、言い難い。そこで、標準となる措置の位置には、統一的な道具として、補佐が登場する。

もし人が、精神的な障害、身体的な障害、その他の類似の弱い状態のため、自己の要務を十

分に配慮することができず、かつ、家族や、任意の私人または公的な奉仕（デーインスト）が十分でないときは、今後は、官庁による統一的措置が要請される。つまり、個々の事案に相応した、その人の必要に応じた援助をすることが期待されている。

②後見制度の統一を志向する。現行の後見制度は、子の保護と成年保護を別個に扱っている。新制度の下では、2つの保護の統一的な後見制度の方向を目指している。

b) 家族における団結の強化

子の補佐人として選任された、両親や親族は、ある種の特権を持つことになる。また、他人間とは異なり、重大な事由がなくとも、判断能力を欠く人の家族の必要につき、補佐人として、何らかの判断がなされるという場面も登場する。たとえば、収入や財産につき、通常の管理を行うために世話をする、または扶養の必要を満たすために、必要な措置をとるというのが、その例である。

官庁の介入を避ける意味でも、家族や親族間における結びつきを強化する必要がある。

c) 保護の強化

①養育・世話を目的とする施設で生活する判断無能力者の保護を強化している。たとえば、これらの者のためには、世話契約を締結することが必要である。

②行動の自由を制限しうる要件が改められた。

③カントンは、この種の施設を監督する義務がある。

④世話を目的とする収容に際する権利保護も考慮している。とりわけ、医学的な指示権限を制限し、かつ重要な手続規定を定めた。官庁は、収容状況を、定期的に観察する必要がある。

2 連邦評議会草案

1) 凡例

まず、「条文のみだし」についていえば、わが民法と同様に、いわゆる条文の見出しは正式

の条文である。条文の一部であることは、最初の連邦法である、1908年（統一）民法の制定当初から変わりがない。

欧文の条文では、条文の見出しは見開きの左右両端に印字されている。本稿では、印刷技術の関係で、条数の右の括弧内に示している。

つぎに、「項」は、日本民法と異なり、すべて丸付き数字で示した。丸付きでない表記が多く登場するので、それと混同しないようにするためである。

最後に、コロンのゼミコロンは、わが法では登場しないが、スイス法では多く登場する。原文どおり表記した。

2) 条文訳

以下では、後見固有の条文のみを示し、後見法固有の条文以外の民法の改正条文、および特別法での改正などには触れない。

〔民法〕第2部

第3章 成年保護

第10節 法律による固有の世話と措置

第1款 固有の世話

第1款の1 世話委任

第360条（A. 原則）

①行為能力を有する者は、これらが判断無能力の場合には、自然人または法人に身上監護または財産管理を引き受け、または取引においてこれらの者を代理すべく、委任することができる。

②行為能力を有する者は、この者が受任者に委任したい任務の範囲を限定し、その任務を履行するための指示を与えることができる。

③行為能力を有する者は、つぎの場合のために、委任をせずに、または〔依頼した〕委任〔事務〕を解除し、補充の処分を定めることができる。

第361条（B. 作成と撤回 I 作成）

①自ら作成される委任〔契約〕は、委任者自身が、初めから終わりまで、自身で作成し、日付を記入し、書面しなければならない。

②身分登録官庁は、委託に基づいて、ある者が世話委任〔契約〕を締結したという事実および供託地を、中央データバンクに記録する。連邦評議会は、必要な規則、とくにデータへのアクセスについて、規則を制定する。

第362条（Ⅱ 撤回）

①委任した者は、世話委任〔契約〕を、〔契約〕作成のさいに採られた形式で、いつでも撤回することができる。

②委任者は、委任者が文書を破棄することによっても、世話委任〔契約〕を撤回することができる。委任者が公正証書によって作成したときは、委任者は、公証人に通知しなければならない。

③委任者が、以前の世話委任を明確に廃止せずに、新たな世話委任〔契約〕を作成したときは、新たな世話委任〔契約〕は、それが単なる補充でないことが疑いがない限り、以前のそれに代わる。

第363条（C. 有効性と承認の確定）

①成年保護官庁は、その者が判断無能力になったことを認識したとき、および世話委任〔契約〕が存在することを知らなかったときは、同官庁は、身分登録官庁にその旨を通知する。

②世話委任〔契約〕が存在するときは、成年保護官庁は、下記のことを審査する：

1. この世話委任が有効に作成されたかどうか；
2. 契約が有効となるための要件を満たしているかどうか；
3. 受任者がその任務に適しているかどうか；
4. 成年保護のその他の措置が必要かどうか。

③受任者が世話委任を承認したときは、〔成年保護〕官庁は、委任についての債務法の規定に従って、受任者に説明する。

〔筆者補注：「債務法」の出所は、SR 220を参照〕

第364条（D. 解釈と補充）

受任者は、世話委任の解釈と、付従的な項目についての委任〔契約の〕補充について説明を求めることができる。

第365条（E. 履行）

①受任者は、世話委任の枠内で、委任者を代理し、委任についての債務法の規定に従って、念入りに自己の任務を履行する。

②世話委任〔契約〕には明示されていない事務が世話される必要があるときは、受任者は、その事務において利益・利害関係を有し、それと当該人物の利益と相反するときは、受任者は、遅滞なく成年保護官庁に報告する。

③利益が相反するときは、法律により、受任者の権限が消滅する。

366条（F. 決定と経費）

①受任者への補償について、世話委任〔契約〕において何らの定めもなされていないときは、成年保護官庁は、任務の範囲に勘案して相当と思われるとき、または受任者の給付が慣行に照らして有償であるときは、相当な補償〔額〕を決定する。

②補償〔額〕および必要費は、委任者の負担とする。

第367条（G. 解除）

①委任者は、成年保護官庁への書面による通知をすることによって、2カ月の解約期間を定めて、世話委任〔契約〕を、いつでも解除することができる。

②委任者は、重大な事由が存在するときは、〔前項の解約〕期間の定めなしに解約することができる。

第368条（H. 成年保護官庁の介入）

①委任者の利益が危険である、またはもはや護られないときは、成年保護官庁は、職権により、または〔委任者の〕近親者からの申立により、必要な措置をとる。

②成年保護官庁は、とくに、財産目録の調製、

定期的な計算書の提出，受任者から全部または一部の権限を剥奪することにつき，受任者に指示を与えることができる。

第369条（J. 判断能力の回復）

①委任者が再び判断能力を回復したときは，世話委任〔契約〕は，法律により，その効力を失う。

②〔前項の〕失効により，委任者の利益が損なわれるときは，受任者は，その者に委任された任務を続行するように配慮すべき義務を負う。

③受任者がとるべき事務につき，その委任事項の消滅を受任者が知る前は，委任者は，委任〔契約〕がなお存続する場合と同様の義務を負う。

第1款の2 患者処分

第370条（A. 患者処分）

①行為能力を有する者は，患者処分において，自分が判断無能力の場合にいかなる医学的措置に同意するか同意しないかを，確定しておくことができる。

②行為能力を有する者は，自己が判断無能力となった場合に，措置する医師と医学的措置について約束し，医師の名で〔措置の内容を〕判断すべき自然人を表示することもできる。判断能力を有する者は，この医師に指示を与えることができる。

③判断能力を有する者は，〔前項において〕予定した者が任務に適しない場合に備えて，委任〔契約〕を承認しない，契約を解除し，または補充処分をすることができる。

第371条（B. 作成と撤回）

①患者契約は書面で作成し，〔作成〕日付を付し，署名しなければならない。

②患者契約を作成した者は，この事実および保管場所を，被保険者カードに登録させなければならない。連邦評議会は，必要な規定を，とくにデータへのアクセスについて規定を定める。

③世話委任の撤回についての規定を，準用する。

第372条（C. 判断無能力の発生）

①患者が判断無能力となるか，または患者契約が存在するかどうかは知れないときは，担当医師は，被保険者カードを基にして，その旨を明らかにしなければならない。〔ただし〕緊急の場合を除く。

②医師は，患者契約が法律の規定に抵触する，または患者契約が患者の自由な意思に基づいていることにつき，または推測される意思に基づいていることにつき，根拠ある疑いのある場合を除いて，患者契約に従う〔ものとする〕。

③医師は，患者契約に従わなかった場合には，その理由を患者書類に記載する。

第373条（D. 成年保護官庁の介入）

①患者の近親者である各人は，成年保護官庁に対して書面で保護を求め，かつ，つぎのことを主張することができる：

1. 患者契約が相当ではない；
2. 判断無能力者の利益が危険にさらされている，またはもはや守られていない；
3. 患者契約が自由な意思に基づいて〔締結されて〕いない。

②世話委任に際する，成年保護官庁の介入についての規定を準用する。

第2款 判断無能力者のための法定の措置

第2款の1（配偶者またはパートナー婚の配偶者による代理）

第374条（A. 代理権〔発生〕の要件と範囲）

①配偶者もしくはパートナー婚の配偶者として，判断無能力の人と共同世帯を営む者，または適法かつ個人的に，これらの者のために補佐を行う者は，世話委任も，相応な補佐も存在していないときは，法律により代理権を有する。

②前項に基づく代理権の範囲は，下記の行為を含む：

1. 扶養の必要を満たすために通例必要とされるすべての法律行為；

2. 収入その他の財産物件の通常の管理；
3. 必要があれば、郵便物の開封および〔郵便物に基づく〕処理を行う権限。

・特別な財産管理の枠内での法律行為については、配偶者または登録パートナー婚の配偶者は、成年保護官庁の同意を得なければならない。

第375条（B. 代理権の行使）

代理権の行使については、委任に関する債務法の規定を準用する。

〔筆者注記：本条引用の法令は、下記で見ることができる、SR 220〕

第376条（C. 成年保護官庁の介入）

①代理に必要な要件が満たされていない疑いがあるときは、成年保護官庁は、代理権について判断し、場合によっては、夫婦または登録パートナー婚を締結している者に、再び権限を付与した旨の文書を交付する。

②判断無能力者の利益が危険にさらされている、またはもはや守られていないときは、成年保護官庁は、夫婦または登録パートナー婚を締結している者から、近親者の申立に基づいて、または職種で、代理権の全部または一部を剥奪するか、または後見に付す。

第2款の2 医学的措置のさいの代理

第377条（A. 治療の計画）

①治療のために患者契約を結ぶことができなかった判断無能力の者が治療を受けなければならないときは、担当医師は、医学的措置のさいに代理する権限を有する者の協力を得て、治療計画を作成する。

②〔前項の〕代理権限を有する者は、あらゆる状況について、予測される医学的措置に鑑みて重要である措置、とくに〔医学的措置の〕理由、目的、方法、方式、危険、副次的な効果、費用、および治療を行わない場合の結果、他の治療の可能性〔など〕について、説明を受ける。

③可能であれば、判断無能力者も、治療方法

などの決定に関与させる。

④治療計画は、最新の病状（E. ntwiC.klung）に合わせなければならない。

第378条（B. 代理権限を有する者）

①下記に列挙する者は、順に判断無能力者を代理し、予測される〔病気の〕移動性のある、または停留性のある〔病気の〕措置につき、同意の付与ないし拒絶を行う：

1. 患者契約または世話委任において明示される者；
2. 医学的な措置のさいに、代理権を有する補佐人；
3. 配偶者または登録パートナー婚の配偶者として、判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する者；
4. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する者；
5. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する直径卑属；
6. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する父母；
7. 判断無能力の者と共同世帯を営むか、またはこれらの者を、適法かつ個人的に補佐する兄弟姉妹。

②代理権限を有する者が複数存在するときは、善意の医師は、各人が他の者の了解を得て行動しているものと前提とすることができる。

③患者契約において〔そのような状況についての〕指示を欠いているときは、代理権者は、推測される意思および判断無能力者の利益に従って判断する。

第379条（C. 緊急の場合）

緊急の場合には、医師は、推測される意思および判断無能力者の利益に従って、医学的措置を行う。

第380条（D. 心理的な障害の治療）

判断無能力者の心理的な障害の、精神病院での治療は、社会福祉で〔行う〕収容についての規定に従って行う。

第381条（E. 成年保護官庁の介入）

①成年保護官庁は、代理権限者が存在しない、または代理権を行使しないときは、代理補佐を設ける。

②成年保護官庁は、下記の場合には、代理権者を選定するか、または代理補佐を設ける：

1. 誰が代理権者か知れないとき；
2. 代理権者が、異なった見解を有するとき；または
3. 判断無能力者の利益が害されている、またはもはや守られていないとき。

③成年保護官庁は、意思の申立もしくは他の近親者の申立に基づいて、または職権で、行動する。

第2款の3 居住施設および養育施設の所在地

第382条（A. 看護契約）

①断無能力者が、長い間居住施設または看護施設で世話されているときは、世話契約において、施設からどのような給付を受け、それに対していくらの報酬が支払われるかが、書面により確定されなければならない。

②施設によりもたらされる給付を確定するさいには、収容される人の要望が、可能な限り考慮される。

③世話契約の締結、変更、廃止のさいに判断無能力者を代理する管轄は、医学的措置のさいの代理の規定に準ずるものとする。

第383条（B. 異議申立事由の制限 I 要件）

①居住施設または看護施設は、判断無能力者の行動の自由を、少ない制限措置では十分でない、または十分でないと思われ、かつ〔採用した〕措置が下記のことに役立つ場合に限り、制限することができる：

1. 収容された者または第三者にとり、生命

に対する著しい危険や身体に対する加害の危険を除去することに〔役立つ〕；

2. 共同生活するについての著しい障害を除去するのに〔役立つ〕。

②行動の自由の制限の前に、何が起こり、なぜ措置がなされるのか、措置がどのくらいの期間続くのか、措置がとられる期間の間、誰が世話をするのかを、収容者に説明される。〔ただし〕緊急の場合は、この限りではない。

③行動の自由の制限は、できるだけ速やかに廃止し、かつ制限の妥当性は定期的に審査される。

第384条（II 文書化と情報）

①行動の自由の制限についての措置は、記録に残す。記録には、とくに措置を指示した者の名前、措置の目的、種類、継続期間を残す。

②医学的措置のさいに代理する権限を有する者は、行動の自由の制限の措置について報告を受け、〔前項の〕記録をいつでも閲覧することができる。

③〔前項の〕閲覧権は、居住施設または看護施設を監督する者にも認められる。

第385条（III 成年保護施設の介入）

①当該人物およびその近親者は、行動の自由を制限する措置に対して、施設の所在する地の成年保護官庁に、いつでも書面で仲介の依頼を求めることができる。

②成年保護官庁が、措置が法律上の準拠に相応していないことを確認したときは、成年保護官庁は、措置を変更、廃止、成年保護のための新たな措置を命じる〔ことができる〕。必要な場合には、成年保護菅著は、施設を監督する官庁に報告する。

③成年保護官庁による判断を求める要求は、成年保護官庁に、遅滞なく転送される。

第386条（C. 人格〔権〕の保護）

①居住施設または看護施設は、判断無能力者の人格権を保護し、施設外の者とのコンタクトを、できるだけ促進するものとする。

②施設外の誰もが、当該人物のために努力しないときは、居住施設または看護施設は、その旨を成年保護官庁に報告する。

③医師の裁量は、重大な事由が存在しない限り、尊重される。

第387条（D. 居住施設または看護施設についての監督）

カントンは、連邦法上の規定がすでに監督を保証していない限り、判断無能力者が世話を受けている居住施設または看護施設を監督する。

第11節 官庁の措置

第1款 総則

第388条（A. 目的）

①成年保護のための官庁の措置は、助けを必要とする人の福祉と保護を保証する〔ことを目的とする〕。

②官庁の措置は、可能な限り、当該人物の自己決定を維持し、促進しなければならない。

第389条（B. 助成と均衡）

①成年保護官庁は、下記の場合には、措置を命じる：

1. 家族、その他の近親者、または私的なもしくは公的な世話による、助けを必要とする者の援助が、十分でない、または本来的に不十分であると思える場合；
2. 助けを必要とする者が判断無能力にさいして、まったくまたは十分な固有の世話がとられていない場合、および法律による措置が十分でない場合。

②官庁の措置は、必要であり、かつ〔状況に〕適したものであることを要する。

第2款 補佐

第2款の1

第390条（A. 要件）

①成年保護官庁は、成年者が下記の状況にある場合には、補佐に付する：

1. 精神的な障碍のため、または身体的な障碍もしくはそれに似た、その人に内在す

る弱い状況のため、一部または全部の要務を配慮できない場合；

2. 補佐は、当該人物および近親者の申立に基づいて、または職権により、設定される。

②一時的な判断無能力または不在のため、処理すべき要務を、自身でも、代理権限を有する者を通じて、処理することができない場合。

③家族および第三者の負担を考慮しなければならない。

④補佐は、当該人物および近親者の申立に基づいて、または職権により設定される。

第391条（B. 任務の範囲）

①成年保護官庁は、当該人物の必要に応じて、補佐の任務の範囲を変更することができる。

②任務の範囲は、人の世話、財産の管理、権利の保護である。

③当該人物の同意なしに、補佐人（バイスタント）は、成年保護官庁がそれを可能とする権限を、明示的に付与している場合にのみ、そのポストを開き、その居室に入室することができる。

第392条（C. 補佐の放棄）

補佐の設定が、任務の範囲から判断して、相応しくないことが明らかと思われるときは、成年保護官庁は、下記のことをすることができる：

1. 必要とすることにつき、予防措置を講ずること、とくに法律行為につき同意を付与すること；
2. 個々の任務につき、第三者に委任すること；
3. 特定の範囲のために、一瞥と報告を行うべき適任者または機関を明示すること。

第2款の2 補佐の種類

第393条（A. 追加補佐）

①この者が、所定の事務の終了のために、伴う援助を必要とするときは、援助を必要とする人の同意を得て、追加補佐が設定される。

②追加補佐〔の場合は〕は、当該人物の取引行為は制限されない。

第394条（B. 代理補佐 I 通則）

①代理補佐は、助けを必要とする人が、特定の事務を終了することができず、そのために代理を必要とするときに、設定される。

②成年保護官庁は、当該人物の取引能力を、その者〔の状態〕に応じて、制限することができる。

③取引能力が制限されていないときでも、当該人物は、補佐人（バイスタント）による取引を甘受しなければならない。

第395条（II 財産の管理）

①成年保護官庁が財産管理のために、代理補佐を設立したときは、成年保護官庁は、補佐人の管理に任される財産物件を、特定しなければならない。成年保護官庁は、〔特定の〕収入または全収入の一部を、または〔特定の〕財産またはすべての財産の一部を、またはすべての収入と財産を、管理に委ねることができる。

②管理の権限は、成年保護官庁が別段の処分をしない限り、管理される収入から生ずる果実、または管理される財産から生じる果実も含まれる。

③当該人物の取引能力が制限されていない限り、成年保護官庁は、当該人物から、個々の財産へのアクセス〔権〕を剥奪することができる。

④成年保護官庁が土地についての処分を、当該人物に禁止したときは、成年保護官庁は、土地登記簿にその旨を記録させる。

第396条（C. 協力補佐）

①協力補佐が設定されたときは、助けを必要とする者の特定の取引は、この者の保護のため、補佐人の同意を必要とする。

②当該人物の取引行為は、法律により、相応に制限される。

第397条（D. 補佐の結合）

補充補佐、代理補佐、および協力補佐は、相互に結合することができる。

第398条（E. 包括的な補佐）

①ある者が、とくに継続的な判断無能力により、特別に助けを必要とするときは、包括的な補佐が設定される。

②包括的補佐は、人の世話、財産の管理、および権利保護のすべての要務に及ぶ。

③当該人物の取引能力は、法律により、消滅する。

第2款の3 補佐の終了

第399条（ナシ）

①補佐は、当該人物の死亡により、法律によって消滅する。

②もはや補佐を継続する根拠が存在しないときは、成年保護官庁は、当該人物もしくはその近親者からの申立、または職権により、補佐を廃止する。

第2款の4 補佐人

第400条（A. 任命 I 一般的要件）

①後見保護官庁は、補佐人として、予定される任務のために、必要な時間を割くことができ、かつ任務を自身で引き受けるにつき、人的にも専門的にも適する自然人を任命する。特別な事情が存在するときは、複数の補佐人を任命することができる。

②〔補佐人に〕指定された者は、〔任務を遂行するのに〕重大な事由がない限り、補佐を引き受ける義務がある。

③成年保護官庁は、補佐人が必要な、指導、相談、支援を行うように配慮する。

第401条（II 当該人物または近親者の望み）

①当該人物が、信頼する者を補佐人として提案した場合において、提案された人物が補佐人として適切であり、かつその者が引き受ける用意があるときは、成年保護官庁は、その望みに応じるものとする。

②成年保護官庁は、可能なかぎり、家族また

は近親者の望みを考慮する。

③当該人物が特定の者を補佐人として拒否したときは、可能なかぎり、その望みに応じる。

第402条（Ⅲ 複数の者への職務の移転）

①成年保護官庁が複数の者を補佐に任命したときは、共同で職務を行うことができるか、また誰がどのような任務を担当するかを、確定する。

②補佐を共同で執行することは、複数の補佐人の了解を得ることを要する。

第403条（B. 障碍と利益相反）

①補佐人が行動に障碍があるとき、またはある事務につき補佐人の利益と、当該人物のそれとが相反するときは、成年保護官庁は、補充補佐人を任命するか、または成年保護官庁がみずからその事務を行う。

②〔被補佐人と補佐人の〕利益が相反するときは、法律により、その事務についての補佐人の権限は、消滅する。

第404条（C. 費用の償還）

①補佐人は、当該人物の財産から、相応な、必要費の償還を求める請求権を有する。職業補佐の場合は、労務給付者に、償還する。

②成年保護官庁は、償還費用の額を決定する。成年保護官庁は、その場合、補佐人に任せた任務の難易を考慮に入れる。

③カントンは、施行細則を定め、償還額が当該人物の財産ではまかない得ないときは、費用償還〔額〕についても決定する。

第2款の5 補佐の執行

第405条（A. 職務の引き受け・受任）

①補佐人は、任務を履行するために必要な知識を取得し、当該人物と直接コンタクトをとる。

②補佐〔の内容〕に財産管理が含まれるときは、補佐人は、成年保護官庁と協力して、遅滞なく管理の対象となる財産物件の目録を調製する。

③事情から判断して相当であれば、成年保護官庁は、公的財産目録の調製を命じることができる。この目録は、債権者にとっては、相続財産についての公的目録と同様の効力がある。

④第三者は、財産目録の調製のために必要なすべての情報を付与しなければならない義務を負う。

第406条（B. 当該人物との関係）

①補佐人は、当該人物の利益になるように、任務を履行し、可能なかぎり、その意見を顧慮し、その意思を尊重し、その固有の望みと考えに従って、その能力に応じた生活を形成しなければならない。

②補佐人は、当該人物との信頼関係を作り出し、その弱点を和らげ、または悪化することを防ぐ努力をする。

第407条（C. 当該人物の固有の行動）

当該人物が判断能力を有するときは、行為能力が奪われているときでも、人的権利の枠内で、自身の行為によって権利義務を形成し、高度の人的権利を行使することができる。

第408条（D. 財産管理 I 任務）

①補佐人は、財産物件を、自己の物と同一の注意をもって管理し、管理と関連するすべての法律行為を行うことができる。

②補佐人は、とくに下記の行為を行うことができる：

1. 当該人物のために第三者が義務を負う給付を、解放させる効力を伴って受領すること；
2. 届け出のあった債務を弁済すること；
3. 必要な場合には、日常の必要につき、当該人物を代理すること。

③連邦評議会は、建造と財産の保管についての規則を制定することができる。

第409条（Ⅱ 自由処分の額）

補佐人は、当該人物の財産につき、相当な額を自由処分する（ことができる）。

第410条（Ⅲ 会計報告）

①補佐人は、会計報告書を作成し、補佐人が処分したときから少なくとも2年以内に、同意を得るために、会計報告書を成年保護官庁に提出する。

②補佐人は、当該人物に、会計報告につき説明し、請求があれば、彼にコピーを交付する。

第411条（E. 報告）

①補佐人は、成年保護官庁に、必要に応じて、しかし少なくとも2年毎に、当該人物の財産状態および補佐の行使について、報告をする。

②補佐人は、報告を行うさいに、可能ならば、当該人物と接触をもち、請求があれば、当該人物に、〔報告書の〕コピーを引き渡す。

第412条（F. 特別な業務）

①補佐人は、当該人物の代理に際しては、保証人となることも、財団を設立することも、慣例贈与を除いて、贈与を行うこともできない。

②当該人物またはその家族にとって、特別な価値を有する財産物件は、できるだけ処分してはならない。

第413条（G. 注意義務および守秘義務）

①補佐人は、任務の履行に際して、債務法の規定にしたがって、受任者と同様の注意義務を負う。

②補佐人は、重要な利益を阻害しないかぎり、守秘義務を負う。

③第三者は、補佐人がその任務を履行するのに必要であるかぎり、情報を提供しなければならない。

第414条（H. 事情の変更）

補佐人は、措置の変更を必要とし、または補佐の廃止を可能とする事情について、遅滞なく成年保護官庁に、報告する。

第2款の6 成年保護官庁の協力

第415条（A. 会計報告書および報告書の調査）

①成年保護官庁は、会計報告書を調査し、承認または承認を拒絶する；必要な場合には、成年保護官庁は、訂正を請求することができる。

②成年保護官庁は、報告書を調査し、必要と思えるときは、補充を請求することができる。

③成年保護官庁は、必要な場合には、当該人物の利益を保護するために適切な措置をとる。

第416条（B. 同意を要する業務 I 法律による〔場合〕）

①当該人物の代理において補佐人が行う以下の業務のためには、成年保護官庁の同意を必要とする：

1. 世帯の清算、当該人物が居住する住居についての契約の解除；
2. 当該人物の収容についての継続契約；
3. 相続の承認および放棄、そのために明示的な意思表示を要するときは、相続放棄契約および遺産分割契約；
4. 土地について取得、譲渡、担保提供、その他の物権的負担、および通常管理行為を超える建物の建造；
5. その行為が通常管理の執行や経営には属さないかぎり、その他の財産物件の取得、譲渡、担保提供、およびそれについての用益権の設定；
6. 高額な金銭消費貸借契約の締結、手形上の債務の負担；
7. 終身年金契約、担保権設定契約、生命保険契約は、これらが職業上の世話の枠内では、労働契約とは関連しないかぎり；
8. 業務の引受または清算、人的責任を伴う会社への入社、著しい資本参加を要する会社への入社；
9. 支払い不能の意思表示、訴訟の遂行、和解契約、仲裁契約、または遺産契約などの締結、ただし緊急の場合に、補佐人が行う暫定的な措置を除く。

②成年保護官庁の同意は、判断能力ある当該人物が同意を付与していたとき、および取引行為の、補佐人により制限していないときは、必

要としない。

③当該人物が、無償の委任をした場合を除き、補佐人と当該人物との間の契約については、つねに成年保護官庁の同意を必要とする。

第417条（Ⅱ 指示に基づく〔場合〕）

成年保護官庁は、同意を要する業務を広げるべき重大な事由に基づいて、同意を要する範囲を広げることができる。

第418条（Ⅲ 同意の欠落）

成年保護官庁による必要な同意を欠く業務が締結されたときは、その業務は、当該人物にとって、人事法の規定にしたがって、法定代理人の同意の欠落について規定される効力を有する。

第2款の7 成年保護官庁の介入

第419条（ナシ）

成年保護官庁が委託した、補佐人、第三者、または、機関の行為または不作為について、当該人物またはその近親者および、法律上の利害関係を有する者は、成年保護官庁に、救済を求めることができる。

第2款の8 家族のための特別な規定

第420条（ナシ）

夫婦、登録パートナー婚当事者、両親、直径卑属、兄弟姉妹、当該人物の事実上の生活パートナーが、他人に指定されたときは、成年保護官庁は、相当な事由がある場合には、目録調製義務、定期的報告義務および会計書作成義務、一定の行為について同意をうべき義務の全部または一部を免れさせる〔ことができる〕。

第2款の9 後見人の職務の終了

第421条（A. 法律による〔場合〕）

補佐人の職務は、下記の場合には、法律により終了する：

1. 職務において別段の証明がないかぎり、成年保護官庁が決めた職務期間の経過によって〔消滅する〕；

2. 補佐の終了によって；

3. 職業補佐としての雇用契約の終了によって；

4. 補佐人が、補佐に付された、または判断無能力、死亡したときに。

第422条（B.解職 I 補佐人の請求に基づく〔場合〕）

①補佐人は、最も早ければ、4年の職務期間ののち、解職請求権を有する。

②それ以前にも、重大な事由に基づき、解職を請求することができる。

第423条（2. その他の場合）

①成年保護官庁は、下記の場合には、補佐人を解任することができる：

1. 職務・任務を存続させる事由が、もはや存在しないとき；
2. 解任を求める、その他の重大な事由があるとき。

②当該人物またはその近親者も、解任を求めることができる。

第424条（C. 業務の続行）

成年保護官庁が別段の定めをしていないかぎり、補佐人は、〔業務の〕承継者が職務を引き受けるまで、延期できない業務を、続行すべき義務を負う。〔前段の〕規定は、職業補佐には、適用しない。

第425条（D. 最終報告と最終会計報告）

①職務が終了したときは、補佐人は、成年保護官庁に、最終報告を行い、場合により、最終会計報告書を提出する。成年保護官庁は、労務関係が終了したときは、職業補佐人から、前記義務を免除することができる。

②成年保護官庁は、定期的報告および会計報告と同様の方法で、最終報告書および最終会計報告書を調査し、承認することができる。

③成年保護官庁は、当該人物またはその相続人の最終報告書および最終会計報告書を、場合

によっては、新しい補佐人に送達し、この者に、責任についての規定に基づいて、指示する。

④さらに、成年保護官庁は、この者〔新しい補佐人〕に、成年保護官庁が補佐人を解任するか、それとも最終報告書および最終会計報告書の承認を拒絶するか否かを、報告する。

第3款 世話のための収容

第426条（A. 措置 I 治療のための収容または世話）

①肉体的障碍または精神的な障碍に苦しみ、または著しく状態が悪化した人は、必要な治療やまたは世話を行うことができないときは、相応しい施設に収容されることができる。

②家族または第三者負担や保護を考慮しなければならない。

③当該人物は、収容のための要件が満たされていないときは、解放される。

④当該人物またはその近親者は、いつでも解放を申し立てることができる。この申立には、遅滞なく決定しなければならない。

第427条（II 自由意思での入居者の留置）

①肉体的障碍に苦しみ、かつ自由意思で施設に入った者が、再び施設から出ることを希望するときは、その者は、施設の医師の指導により、最大限3日間留置されることができる：

1. その者が、自身の体と生命を危険にさらすとき；
2. その者が、第三者の生命や身体を危険にさらすとき。

②強制的な収容決定がなされていないかぎり、期間の経過後、当該人物は、施設を去ることができる。

③当該人物には、書面で、裁判所へ救済を求めることができる旨を、告知される。

第428条（B. 〔施設への〕収容および解放の管轄 I 成年保護官庁）

①収容および解放の指示については、成年保護官庁が管轄権を有する。

②成年保護官庁は、個々の事例においては、

施設からの解放につき、〔他の機関に〕権限を委譲することができる。

第429条（II 手続）

①カントンは、成年保護官庁と並んで、カントン法によって確定された期間の間、収容を指示することのできる相応しい医師を指定することができる。その期間は、最大6週間までとする。

②医師の指示による収容は、成年保護官庁による執行可能な収容決定がないかぎり、遅くとも、確定された期間の経過により終了する。

③〔施設からの〕解放については、〔収容〕施設が決定する。

第430条（2. 手続）

①医師は、当該人物を診察し、かつその者から意見を聴取する。

②収容決定には、少なくとも下記の事項を明示することを要する：

1. 診察の場所と日付；
2. 医師の氏名；
3. 医師の所見、収容の理由と目的；
4. 法的手段についての指示。

③法的救済手段・異議申立は、医師または裁判所が別段の処分をしないかぎり、延期的効力を有しない。

④収容決定のサンプルは、当該人物に手交される；その他のサンプルは、当該人物を収容した施設に提示される。

⑤医師は、可能であるかぎり、当該人物の近親者に、書面で収容について、および裁判所に救済を求める権利について、知らせる。

第431条（C. 定期的審査）

①成年保護官庁は、収容後遅くとも6カ月内に、要件がなお充足されているか、およびその施設〔での収容〕が今後も適しているかを、審査する。

②成年保護官庁は、その後6カ月内に、第2番目の審査を行う。さらに、成年保護官庁は、必要に応じて、しかし少なくとも年に一度は、

審査を行う。

第432条（D. 信頼する人）

施設に収容された者は、施設に収容中およびそれに関連するすべての手続の終えるまで、信頼する人に、意見を聞くことができる。

第433条（E. 身体的に障害のあるさいの医学的措置 I 治療計画）

①ある人が、身体的障害の治療のために施設に収容されたときは、担当医師は、当該人物の意見を聞き、場合によって、その者が信頼する人に、治療計画を書面によって、説明する。

②当該人物およびその者が信頼する人は、予定する医学的措置について重要な部分、とくに措置の理由、目的、種類、やり方、危険、副作用について、さらに治療を実施しなかった場合の〔予想される〕結果、およびその他の治療の可能性にかかわる事情について説明を受ける。

③治療計画は、当該人物の同意を得て拡大する〔ことができる〕。判断無能力の場合は、万一の患者処分を考慮しなければならない。

④治療計画は、症状の経過に合わせる。

第434条（II 同意を欠く治療）

①当該人物の同意を欠いている場合において、下記のときは、部局の主任医師は、治療計画に提示される医学的措置を書面で指示する：

1. 当該人物の治療がなければ、〔自身への〕著しい傷害の恐れがあるか、または第三者の生命や身体への加害の危険が著しく高いとき；
2. 当該人物が、治療の必要性について、判断能力を有しないとき；
3. 処分について、なんら適切な措置がないとき。

②〔前項の〕指示では、当該人物およびその信頼する人に、法的手段の教示とともに、書面で報告する。

第435条（III 緊急の場合）

①緊急の状況にあるときは、当該人物または

第三者を保護するために、直ちに、必須の医学的措置をとる。

②その者が治療を望む施設が知れているときは、その意思が尊重される。

第436条（IV 退院の話し合い）

①再発の危険があるときは、担当医師は、退院の前に、施設への新たな収容の場合に備えて、当該人物と治療原則につき合意を得るように試みる。

②退院の話し合いは、文書化しなければならない。

第437条（V カントン法）

①カントン法では、付随する世話を定める。

②カントン法では、移動性の措置を定めることができる。

第438条（F. 行動の自由を制限する措置）

施設における当該人物の行動の自由を制限する措置については、居住施設または世話施設における行動の自由の制限に関する規定を準用する。〔ただし〕裁判所への救済については、このかぎりではない。

第439条（G. 裁判所への救済）

①当該人物またはその近親者は、下記の場合には、管轄裁判所に、書面で救済を求めることができる：

1. 医師の指示による収容の場合；
2. 〔収容〕施設による〔解放を〕保留する場合；
3. 〔収容〕施設が解放申請を拒絶した場合；
4. 精神的障害につき、同意を欠く治療の場合；
5. 行動の自由を制限する措置がなされた場合。

②裁判所への救済を求める期間は、決定の通知を受けてから10日間である。行動の自由を制限する措置の場合は、いつでも裁判所に救済を求めることができる。

③手続は、裁判上の抗告審への手続についての規定に準じる。

④判所の判断を求める請求は、遅滞なく管轄裁判所に転送しなければならない。

第12節 組織

第440条（A. 成年保護官庁）

①成年保護官庁は、担当官庁である。成年保護官庁は、カントンが決定する。

②成年保護官庁は、少なくとも3つの候補の中から決定する。カントンは、一定の業務については、例外を定めることができる。

③成年保護官庁は、子ども保護官庁の任務をも兼ねる。

第441条（B. 監督官庁）

①カントンは、監督官庁を決定する。

②連邦評議会は、監督についての規定を制定する。

第442条（C. 土地管轄）

①当該人物の住所地にある成年保護官庁が、管轄権を有する。手続が継続中であるときは、手続の終了するまで、管轄権が存続する。

②遅滞する危険があるときは、当該人物の滞在している場所の官庁も、管轄権を有する。この官庁が、措置を行ったときは、同官庁は、住所地官庁に〔その旨を〕報告する。

③不在による補佐のために、財産が、その主たる構成部分が管理される、または当該人物に帰属している場所の官庁も、管轄権を有する。

④カントンは、当該人物の扶助につき、全部または一部が本籍市町村の責務であるかぎり、カントンに住所を有するカントンの市民のために、住所地の官庁に代えて、本籍地のそれが管轄権を有すると宣言する権限を有している。

⑤その者のために措置がなされている者が、住所を変更したときは、そうすべきでない重大な理由が存在しないかぎり、新しい場所の官庁が、遅滞なく措置を行う。

第4章 手続

第4章の1 成年保護官庁へ

第443条（A. 報告〔請求〕権と報告義務）

①救助を必要とする者が存在するときは、各人は、成年保護官庁に、〔その旨を〕報告することができる。職業上の秘密についての規定は、留保される。

②公的な活動において、そのような者〔の存在〕を知った者は、報告義務を負う。カントンは、報告義務の詳細について、規則を制定することができる。

第444条（B. 管轄の審査）

①成年保護官庁は、同官庁の管轄を職権で吟味する。

②成年保護官庁が管轄を有しないと判断したときは、同官庁は、管轄権を有すると思われる官庁に、遅滞なく事態〔の解決〕を委ねるものとする。

③成年保護官庁がその管轄について、疑わしいときは、同官庁は、管轄権が問題とされる官庁と、意見の交換を行う。

④〔前項に基づく〕意見の交換において、意見の一致に達することができなかつたときは、最初に委託された官庁が、抗告裁判所に事件についての書類を提出する。

第445条（C. 暫定措置）

①成年保護官庁は、手続に係わる者からの申立に基づいて、または職権で、手続を継続するために必要なあらゆる暫定措置をとる。同官庁は、とくに成年保護〔に必要な〕措置を暫定的に指示することができる。

②緊急の場合には、成年保護官庁は、手続に係わる者の意見を聴取することなく、ただちに暫定措置をとることができる。それと同時に、同官庁は、手続に係わる者に、立場を表明する機会を与え、それに続けて同官庁が新たな判断をする。

③暫定措置についての判断に対しては、暫定措置の通知を受けてから10日以内に、異議の申立をすることができる。

第446条 (D. 手続原則)

①年保護官庁は、職権で事態を調査する。

②成年保護官庁は、必要な問い合わせを行い、必要な証拠を収集する。同官庁は、適切な人または期間に、説明を委ねることができる。必要な場合には、専門家の鑑定を命じる。

③成年保護官庁は、手続に係わる者からの申立に拘束されない。

④成年保護官庁は、職権で権利を行使する。

第447条 (E. 審問)

①当該人物＝関係者は、それが事態からみて不相当でないかぎり、事情の聴取を受ける。

②世話目的での収容の場合には、成年保護官庁は、通例は合議体として当該人物から事情を聴取する。

第448条 (F. 協力義務と官庁の助力)

①手続に係わる者および第三者は、事態の説明に協力する義務を負う。成年保護官庁は、保護に値する利益を保護するために必要な指示を行う。必要な場合には、同官庁は、協力義務を強制的に執行することができる。

②医師、歯科医、薬剤師、助産師、およびこれらの者の補助者は、守秘義務を要求することができる者が、これらの者に、そのために授權したとき、または上位機関が、成年保護官庁の申立に基づいて、これらの者から職業上の守秘義務を免除したときのみ、協力義務を負う。

③聖職者、弁護士、弁護人、メディア関係者、および手続のために選任された婚姻関係に基づく補佐人は、協力義務を負わない。

④行政官庁および裁判所は、保護に値する利益と衝突しない限り、必要な文書を発行し、報告し、かつ情報を付与する。

第449条 (G. 施設内での鑑定)

①身体的な鑑定が欠かし得ず、かつ外来〔診察〕では鑑定が実施できないときは、成年保護官庁は、適切な施設での鑑定を実施するため、当該人物の入院を命じることができる。

②世話目的での収容のさいの手続についての

規定を準用する。

第449条a (H. 代理の指示)

成年保護官庁は、必要な場合には、当該人物の代理を命じ、かつ世話ないし法律問題の経験ある人物を補佐人に定めることができる。

第449条b (J. 書類の閲覧)

①手続に係わる人物は、より競合する利益が対立していないかぎり、書類の閲覧を請求する権利を有する。

②手続に係わる人物が書類の閲覧を拒絶されたときは、その人物が官庁に、事態にとって重要な内容を口頭または書面で、知らせたときにかぎり、拒絶が廃止される。

第449条c (K. 通知義務)

下記の場合には、成年保護官庁が身分登録官庁に、通知する：

1. 成年保護官庁が、ある人物が継続的な判断無能力のために、包括的な補佐に付した場合；
2. 継続的な判断無能力の人にとって、世話委任が有効である場合。

第4章の2 裁判所への異議申立

第450条 (A. 異議申立の対象と異議申立権)

①成年保護官庁の決定に対しては、管轄裁判所のもとに、異議の申立をすることができる。

②下記の者が異議の申し立てをすることができる：

1. 手続に係わる者；
2. 当該人物の近親者；
3. 〔成年保護官庁の〕決定の取消または変更につき法的に保護に値する利益を有する者。

③異議申立は、書面で、かつ理由を付して、裁判所に提出しなければならない。

第450条a (B. 異議申立の理由)

①異議の申立には、以下の理由を明記する：

1. 権利侵害〔があること〕；
2. 異議申し立てられている事態の確定が、

不正確または不完全〔であること〕；

3. 〔決定が〕不適切〔であること〕。

②さらに、権利拒絶または権利遅延を理由とする異議申立も許される。

第450条b (C. 異議申立の期間)

①異議申立の期間は、決定の通知〔の日から〕から30日とする。

②世話の目的での収容の領域での決定のさいには、異議申立の期間は、決定の通知〔の日〕から10日とする。

③権利拒絶または権利遅延を理由とする異議申立のさいには、いつでも異議の申立をすることができる。

第450条c (D. 延期的効力)

成年保護官庁または控訴裁判所が別段の処分をしないかぎり、異議申立は、延期的効力を有する。

第450条d (E. 予審および再考をすること)

①控訴裁判所は、成年保護官庁に審問の機会を与える。

②審問を行うことに代えて、決定を再考することができる。

第450条e (F. 世話の目的での収容のさいの特則)

①世話の目的での収容の領域での決定に対する異議申立は、理由を付することを要しない。

②成年保護官庁または控訴裁判所が別段の処分をしないかぎり、異議申立は、延期的効力を有する。

③身体的な障害のさいは、専門家の鑑定に基づいて決定されなければならない。

④控訴裁判所は、当該人物をコレギウムとして意見聴取する。控訴裁判所は、必要な場合には、その代理人を選任し、かつ世話のため、および法律上の問題について経験を有する者を、補佐人に指定する。

⑤控訴裁判所は、遅滞なく決定する〔ものとす〕。

第4章の3 共通の規定

第450条f. (なし)

その他に、カントンが別段の定めをしていないかぎり、民事訴訟令の規定を準用する。

第4章の4 執行

第450条g (なし)

①成年保護官庁は、申立に基づいて、または職権で、決定〔の内容〕を執行することができる。

②成年保護官庁または控訴裁判所の決定において、すでに執行措置が命じられているときは、決定は、〔これを〕直接に執行することができる。

③執行を委ねられた者は、必要な場合には、警察の助けを要請することができる。直接の強制措置は、通例は事前に明示されなければならない。

第4章の5 第三者との、および共同義務の関係

第451条 (A. 守秘義務と報告)

①成年保護官庁は、〔守秘義務を破るべき〕優越的な利益が存在しないかぎり、守秘義務を負う。

②〔優越的な利益を〕疎明した者は、成年保護官庁による措置の存在効果について、成年保護官庁から報告〔受けること〕を請求することができる。

第452条 (B. 措置の第三者に対する効力)

③成年保護官庁による措置は、善意の第三者に対しても、効力を有する。

④補佐により、当該人物の行為能力が制限されているときは、債務者に対して、債務者が補佐をもたらししたときは、その給付が開放的な効力を有するにすぎないことを報告しなければならない。その前には、補佐は、善意の債務者には、対抗することができない。

⑤その者のために成年保護の措置がなされた者が、行為能力を錯誤により導いたときは、その者は、それによって引き起こされた損害につ

き、成年保護官庁に対して、責任を負う。

第453条（C. 共同義務）

①救助を要する者が、自己を危険ならしめ、または犯罪を犯し、または誰かを肉体的、精神的、物質的に傷つけるという著しい危険があるときは、成年保護官庁、当該機関、および警察は、協力する。

②職務上の、または職業上の秘密に服する者は、そのような場合には、成年保護官庁に報告する権利がある。

力者の配偶者やパートナー婚にある配偶者の責任、または医学的措置の代理人の責任は、補佐が問題でないかぎり、債務法の委任についての規定に従う。

（おわり）

第4章の6 責任

第454条（A. 原則）

①成年保護の官庁による措置の枠内で、違法な行為により、または不作為により侵害を受けた者は、損害賠償請求権を有し、かつ損害が重大であるときは、慰謝料請求権も有する。

②成年保護官庁、または監督官庁が、成年保護の他の領域で、違法に振る舞ったときも、前項と同様の請求権がある。

③カントンは、損害を引き起こした者に対して、責任があるが、被害を受けた者には、いかなる賠償請求権も帰属しない。

④損害を引き起こした者への求償については、カントン法が基準となる。

第455条（B. 時効）

①損害賠償または慰謝料の請求権は、被害を受けた者が損害を知った日から、1年の時効にかかる。いずれの場合でも、損害行為の日から10年で時効にかかる。

②刑法典がより長い時効期間を規定している刑法上の行為に基づく請求権が生じたときは、刑法の定める時効期間を適用する。

③継続措置の指示または執行による侵害に基づくときは、カントンに対する請求権の時効は、継続措置または他のカントンによる継続執行の脱落の前には、〔時効期間の進行は〕始まらない。

第456条（C. 委任法に基づく責任）

世話委任を受けた者の責任、および判断無能